

大阪市水道事業管理規程第3号

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（職の設置） 第2条 〔略〕 〔2 略〕 3 局に企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、<u>技術業務再編担当部長、柴島再構築担当部長</u>、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長並びに局長が定める契約事務を所管する副理事を置く。 〔4 略〕 5 課に課長代理又は担当課長代理、浄水場に<u>副場長又は担当課長代理</u>、センターに副所長又は担当課長代理を置くことがある。 〔6～9 略〕 （内部組織の事務分掌） 第4条 内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部	（職の設置） 第2条 〔同左〕 〔2 同左〕 3 局に企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、<u>柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長</u>、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長並びに局長が定める契約事務を所管する副理事を置く。 〔4 同左〕 5 課に課長代理又は担当課長代理、浄水場に<u>副場長</u>、センターに副所長又は担当課長代理を置くことがある。 〔6～9 同左〕 （内部組織の事務分掌） 第4条 〔同左〕 総務部

[略] 連携推進課 〔(1) 略〕 (2) 大阪市工業用水道特定運営事業等に関する<u>こと。ただし、他の所管に属するものを除く。</u> 〔(3)・(4) 略〕 [略] 経理課 〔(1)～(5) 略〕 (6) 収入及び<u>支出に関する事務の総括</u>に關すること (7) 現金及び有価証券の<u>出納及び保管（お客さまサービス課の所管に属するものを除く。）</u>に關すること 〔(8) 略〕 [略] 工務部 [略] 給水課 〔(1)～(4) 略〕 (5) 分担金及び水道の給水装置工事に係る<u>費用に關すること。ただし、東部水道センターの所管に属するものを除く。</u> 〔(6) 略〕 [削る]	[同左] 連携推進課 〔(1) 同左〕 (2) 大阪市工業用水道特定運営事業等に関する<u>こと（他の所管に属するものを除く。）</u> 〔(3)・(4) 同左〕 [同左] 経理課 〔(1)～(5) 同左〕 (6) 収入及び<u>支出</u>に關すること (7) 現金及び有価証券の<u>出納保管</u>に關すること 〔(8) 同左〕 [同左] 工務部 [同左] 給水課 〔(1)～(4) 同左〕 (5) 分担金及び水道の給水装置工事に係る<u>費用の収入に關すること</u> 〔(6) 同左〕 (水道センターの所掌事務) <u>第5条</u> 水道センターの所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の整備工事の施行及び維持管理（計画及び設計を除く。）に關すること
--	---

(水道センター以外の事業所の所掌事務)

第5条 [略]

(水道センターの所掌事務)

第6条 水道センターの所掌事務は、次のと

おりとする。

(1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の整備工事の施行及び維持管理（計画及び設計を除く。）に関するこ
と

(2) 受託による水道の給水装置工事に関す
ること

(3) 受託による工業用水道の給水施設の整
備工事の施行に関するこ

(2) 受託による水道の給水装置工事に関する
こと

(3) 受託による工業用水道の給水施設の整
備工事の施行に関するこ

(4) 受託による水道の給水装置及び工業用
水道の給水施設の維持管理（設計を除
く。）に関するこ

(5) 水道及び工業用水道の漏水防止の施行
に関するこ

(6) 水道及び工業用水道の配水管の水圧調
整作業に関するこ

2 水道センターの管轄区域は、別表第3の
とおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、東部水道セ
ンターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 水道の給水装置工事の設計に係る審査
及び竣工検査に関するこ

(2) 分担金及び給水装置工事に係る費用の
徴収及び還付に関するこ

(水道センター以外の事業所の事務分掌)

第6条 [同左]

[新設]

(4) 受託による水道の給水装置及び工業用水道の給水施設の維持管理（設計を除く。）に関すること

(5) 水道及び工業用水道の漏水防止の施行に関すること

(6) 水道及び工業用水道の配水管の水圧調整作業に関すること

2 水道センターの管轄区域は、別表第3のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、東部水道センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 水道の給水装置工事の設計に係る審査及び竣工検査に関すること

(2) 分担金及び水道の給水装置工事に係る費用の徴収及び還付に関すること

別表第2（第2条関係）

所属	名称	設置数
[略]		
工務部	品質管理担当課長	1
	技術業務再編担当課長	[略]
	柴島再構築担当課長	[略]
	[略]	[略]
[略]		
東部水道センター	維持担当課長	[略]
	給水装置工事担当課長	[略]

別表第2（第2条関係）

所属	名称	設置数
[同左]		
工務部	品質管理担当課長	1
	臨海地域整備推進担当課長	1
	柴島再構築担当課長	[同左]
	技術業務再編担当課長	[同左]
[同左]		[同左]
[同左]		
東部水道センター	給水装置工事担当課長	[同左]
	維持担当課長	[同左]

別表第3（第6条関係） [表 略]	別表第3（第5条関係） [表 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 大阪市水道局事務専決規程（令和3年大阪市水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（理事が専決することができる事項） 第2条 大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。）第2条第2項に規定する局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事が専決することができる事項は、次のとおりとする。 (1) 工務部長、<u>技術業務再編担当部長、柴島再構築担当部長</u>、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長の時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、高齢者部分休業又は休暇（7日以上病気休暇及び介護休暇を除く。）の承認、出勤、退勤又は欠勤に係る届出の承認等に関するこ	（理事が専決することができる事項） 第2条 [同左] (1) 工務部長、<u>柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長</u>、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長の時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、高齢者部分休業又は休暇（7日以上病気休暇及び介護休暇を除く。）の承認、出勤、退勤又は欠勤に係る届出の承認等に関するこ

と

- (2) 工務部長、技術業務再編担当部長、柴島再構築担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない管外出張を除く。以下同じ。）を命ずること

[2 略]

[削る]

（東部水道センター維持担当課長が専決することができる事項）

第20条 [略]

（東部水道センター給水装置工事担当課長が専決することができる事項）

第21条 東部水道センター給水装置工事担

当課長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 水道の給水装置工事の施行及び検査
に関すること
- (2) 水道の分担金及び給水装置工事費の
徴収及び還付に関すること

と

- (2) 工務部長、柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長、浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない管外出張を除く。以下同じ。）を命ずること

[2 同左]

（東部水道センター給水装置工事担当課長が専決することができる事項）

第20条 東部水道センター給水装置工事担

当課長は、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 水道の給水装置工事の施行及び検査
に関すること
- (2) 水道の分担金及び給水装置工事費の
徴収及び還付に関すること

（東部水道センター維持担当課長が専決することができる事項）

第21条 [同左]

[新設]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。